

5 消安第 6424 号
令和 6 年 2 月 2 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

アフリカ豚熱の発生防止に向けた対策強化について

アフリカ豚熱（以下「本病」という。）については、2018 年に中国で発生が確認されて以降、日本及び台湾を除くアジア全域に拡大しています。我が国への外国人旅行者のうち、東アジアや東南アジアからの外国人旅行者が全体の約 8 割を占めていることから、特に、これらの国から入国する者や持ち込まれる物（特に肉製品）を介した本病ウイルスの侵入を防止する必要があります。

このような中、韓国において、昨年 12 月に、これまで本病が確認されていない南部の釜山広域市で野生いのししの感染が確認されており、従来の感染地域との地理的關係等から、人為的な要因によって本病が伝播した可能性が高いと考えられています。最近では、我が国との定期航路のある同市のフェリー埠頭の裏山において野生いのししの感染が連続して確認されており、我が国への本病ウイルスの侵入リスクが高まっているところです。

農林水産省では、関係省庁及び関係機関に協力を要請し、海外からの肉製品の持込みの禁止等に関する啓発、入国者に対する手荷物や郵便物の検査等の水際対策を強化するとともに、国内における野生いのしし対策や農場における発生予防対策を推進しています。

中国からのインバウンドが回復し、韓国からの旅行者が急増するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大前を超える外国人旅行者が我が国を訪れている中、アジア地域では、これから旧正月の休暇期間を迎え、人や物の動きが活発化することから、改めて、我が国への本病の侵入リスクが非常に高まっていることについて、関係者が危機感を共有し、水際から農場まで多段階で対策の強化を図り、本病の発生防止に万全を期することが重要です。

貴職におかれましては、「年末年始及び春節時期における家畜防疫対策の徹底について」（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 消安第 5540 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「年末年始等防疫徹底通知」という。）を踏まえ、農場のバイオセキュリティの強化等を御指導いただいているところですが、下記の内容について、環境、林野、野生動物、観光等の様々な分野で連携して本病の対策が図られるよう、都道府県内関係部局はもとより、市町村、関係機関、関係団体等との連携を推進し、本病の発生防止に万全を期すようお願いします。

なお、下記の内容に係る取組については、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等の多くの関係者の連携が不可欠であるため、それぞれの対策について、関係各者の役割を明確にして推進していただくことが重要です。当該取組の実施状況については、追ってフォローアップさせていただくことを想定していますので、御承知いただくようお願いします。

記

1 関係者との危機意識の共有

畜産関係者のみならず、様々な分野の関係者に対して、本病に関する基本的な情報、豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における発生防止対策の重要性等を周知することはもとより、世界（特にアジア）における本病の発生拡大により我が国への侵入リスクが非常に高まっていること並びに本病の侵入・まん延が我が国の養豚業及び畜産業に甚大な被害を及ぼすことの危機意識を共有し、対策に関する協力を要請すること。

2 豚等及び野生いのししへの感染防止に関する注意喚起

本病ウイルスの豚等及び野生いのししへの感染を防止するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、特に外国人旅行者が多く利用する場所・施設における広報物の掲示、ウェブサイト等の活用により、次に掲げる事項を広く周知し、及びその注意喚起を図ること（例えば、観光案内所、宿泊施設、キャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、レジャー施設、アウトドア用品販売店、バス・レンタカー・レンタサイクル会社等を通じた注意喚起等）。

- ① 肉等を含む食品及びその容器包装を野外で廃棄しないこと。
- ② 海外の土等の付着した靴、器具等を野外で使用しないこと。
- ③ 家畜飼養農場や畜産関係施設に近寄らないこと及び立ち入らないこと。
- ④ 野生いのしし対策の罾^{わな}や柵がある場所に近寄らないこと。
- ⑤ 消毒ポイントでは指示に従うこと。

3 野生いのししにおける感染防止の取組

（1）靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策の推進

狩猟・有害鳥獣捕獲関係者、登山やアウトドア活動をする者等を含む山林等に立ち入る者に対して、2に掲げる事項に加え、山林等への立入り及び退出の際の靴底の洗浄・消毒等の交差汚染防止対策を実施するよう周知するとともに、必要に応じて登山道等に石灰帯や洗浄・消毒ポイ

ントの設置を行うこと。

(2) 廃棄物の管理の徹底

野生いのししがキャンプ・バーベキュー施設、ゴルフ場、山小屋、公園等において廃棄物に接触することにより、本病ウイルスに感染することを防止するため、当該廃棄物の適切な処理及び屋外に設置されているごみ箱の管理の徹底について、関係部局の協力を得て推進すること。

4 空港及び海港における靴底消毒の実施

外国人旅行者は、主要空海港に到着した後に国内の移動手段により各目的地に移動することを踏まえ、「空港及び海港における靴底消毒の実施等多段階の予防対策の推進について」（平成 31 年 4 月 26 日付け 31 消安第 645 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、引き続き、家畜の飼養状況等を考慮した上で、国内線（便）が就航する空港又は海港における靴底消毒の実施等について、関係者と連携すること。

また、漁業等の操業中に海外の港に一時的に寄港して国内の漁港等に帰港する漁船の乗員に対しても、関係者と連携し、下船時における乗員の靴底消毒の実施等、本病の侵入防止に係る注意喚起を図ること。

5 農場における発生予防等対策の徹底

飼養衛生管理基準に基づく人、物、車両等の衛生対策及び野生動物等の侵入防止対策について、再点検を促すこと。

特に、畜産関係者の本病発生地域への不要不急の渡航の自粛、外国人従業員等に対する海外からの肉製品等の持込み（荷物の配送によるものを含む。）の禁止、飼養管理に関係のない者の農場や畜産関係施設への立入り等の防止を確保するため、市町村、関係機関、関係団体等と連携し、旅行者等への呼びかけや農場への周知を実施すること。

また、万が一本病の発生が確認された場合におけるまん延防止措置を迅速かつ適切に実施するため、豚等が飼養されている農場における埋却地等の確保状況及びその実効性について、改めて点検を実施するとともに、確保されていない場合については、速やかに代替地等の確保を指導すること。

6 万が一の侵入時に的確な初動を講じるための取組

(1) 野生いのししの本病サーベイランス及び死体の適切な処理等の推進

諸外国では、野生いのししの死体における本病の感染事例が多くなっていることから、検査材料としての耳介の活用も含め、野生いのししの死体の検査を推進することが重要である。

また、野生いのししの死体等については、日頃から迅速かつ適切な処分を行うことが重要である。

これらを踏まえ、「豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について」（令和４年３月３１日付け３消安第 7123 号、３農振第 2908 号、３林整研第 333 号、環循適発第 2203311 号、環自野発第 2203284 号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長及び環境省自然環境局長連名通知）に基づき、関係部局が連携の上、野生いのししの死体を発見した場合の通報窓口、連絡体制等をしっかりと構築して検査を推進するとともに、万が一本病が野生いのしし群に侵入した時に備え、死体処理に関する部局間及び関係施設との連携強化や事前の調整を行うこと。

（２）野生いのしし群での感染確認時における円滑な初動対応

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和２年７月１日農林水産大臣公表）に基づき、本病に感染した野生いのししが確認された地点の周囲における死亡いのししの積極的な搜索、野生いのししの捕獲による個体数の削減、防護柵等による囲い込み、検査、適切な死体処理や消毒の徹底等について適確に実施できるよう、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等の連携体制の構築を進めること。

準備に当たっては、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針（案）」を基に発生した際の対応方針を検討し共有するとともに、防疫演習、関係者との意見交換会等の企画・開催等により、発生を想定した対策の具体化を図ること。

（３）農場での発生時における的確な初動対応

年末年始等防疫徹底通知で要請しているとおり、防疫対応に必要な人員、資材等の確保について、関係部局、市町村、関係機関、関係団体等との連携を確認すること。

以上